

文化審議会文化政策部会メディア芸術・映画ワーキンググループ運営規則（案）

（平成二十二年四月 日文化審議会文化政策部会メディア芸術・映画ワーキンググループ決定）

「文化審議会文化政策部会ワーキンググループの設置について」（平成二十二年三月二十三日文化審議会文化政策部会決定）に基づき、文化審議会文化政策部会メディア芸術・映画ワーキンググループ運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会文化政策部会メディア芸術・映画ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 ワーキンググループの会議は、必要に応じ、座長が招集する。

2 ワーキンググループの会議は、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員の過半数が出

席しなければ、会議を開くことができない。

(座長)

第三条 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員の互選により選任する。

2 座長は、ワーキンググループの事務を掌理する。

3 座長に事故があるときは、ワーキンググループに属する委員、臨時委員又は専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の公開)

第四条 ワーキンググループの議事は公開して行う。ただし、特別の事情によりワーキンググループが必要と認めるときは、この限りでない。

2 ワーキンググループの会議の公開の手続きその他ワーキンググループの会議の公開に関し必要な事項は、別に座長がワーキンググループに諮って定める。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定める。

附 則

この規則は、ワーキンググループの決定の日（平成二十二年四月 日）から施行する。